

(譲渡)

第 25 条 知事は、第 21 条第 1 項若しくは第 3 項、第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定により引き取り、又は収容した犬、猫等を、その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、その旨を知事に申し出なければならない。